

(令和3年度)第2回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和3年8月30日(月)13時30分～15時30分

2 場 所 WEB会議にて開催

3 出席者 林座長、石田委員、小畑委員、神山委員、坂巻委員、平井委員、
齊藤委員、吉本委員、渡邊委員、山内委員、東田委員（代理出席）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 第1回検討会の報告等について
- (3) 個人住民税における検討項目等について
- (4) 閉会

5 議事の経過

- 議題「第1回検討会の報告等について」に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われ、その後「個人住民税における検討項目等について」に関して石田委員と齊藤委員より発表があった後、意見交換が行われた。

(県費負担教職員制度に関する主な意見等)

- 一般論として、税源移譲分の税収は地方交付税の算定の際の基準財政収入額においては、普通の税収と同じ扱いであり、収入額の100%算入するわけではなく、税源移譲分の4分の3が基準財政収入額に入るということか。
- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲については、一般財源として収入されることとなるため、どのように使われるのか知らない納税者も多いのではないかと、納税者の認識を図るための周知を行うことが必要ではないか。
- これまでは福祉部局等の事務において、所得割額を使っていたものを課税標準に変更することは大変かもしれないが、今後、全国的に課税標準を使うようにしてい

くために投げかけをすべきではないか。

- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、税源移譲の前と後の2つの所得割額の計算の手間が生じているとのことだが、所得割額ではなく、例えば標準的な方法により算出した所得金額を標準金額とした上で、各自治体の条例による個別の特例措置を適用したものに税率を適用するという手法をとることにより効率化できるのではないか。現場の感覚を教えてください。
- 福祉教育制度等において個人住民税の所得割額が使われており、他の自治体の事務に使用するため、指定都市においては通常の所得割額に加えて、4%、6%による所得割額の計算も行わなければならないこととされている。最近の税制改正においては、個人住民税の情報を使う側に手厚く、使いやすい情報を提供するような仕組みにする傾向があるため、改正の際にはこの点の配慮をお願いしたい。
- 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲について、税部門からは明確には分からないが、必要経費に対する収入額は十分ではないと認識している。自治体側で必要となる財源の移譲の方法として、個人住民税になることは想定していなかった。横浜市の税収に占める個人住民税の割合は、税源移譲後に約50%近くになっており、徴収には力を入れているが、個人住民税の収納率は低くなる傾向があるため、市税の全体の徴収率が下がる影響が出ている。
- 市民への広報については、財源移譲前後でも税率は10%で変わらないため、例年の税制改正のように市民からのご意見をいただくことはなかったと認識している。
- 国民健康保険については、所得方式や税額方式などの仕組みがあり、横浜市では数年前から所得方式とすることとしている。所得方式であれば税源移譲による指定都市の負担は生じないのではないか。なお、証券税制においては、所得方式だと影響があることも考えられるが、申告の選択制度が導入されており、これは使う側の判断によることとなる。いずれにしても税額方式の仕組みを使う場合には、課税する指定都市には負担が生じることとなるのではないか。

(均等割の引き上げに関する主な意見等)

- 平成16年度以降に市町村民税の均等割の税率を一律3,000円とすることとされたが、これは均等割の増税という意図ではなく、自治体規模による差をなくした結果という位置づけであった。均等割の引き上げはこれからの議論だと思うが、平

均給与が上がる状況になれば、議論がしやすくなるのではないか。

- 森林環境税については、森林整備のための財源が必要であるということで検討が行われ、私も検討に参加したが、まず、既に道府県が森林整備のための財源として独自に行っている均等割の超過課税との調整をどうするのか、次に譲与基準については人口割ではなく、森林の面積や量とするべきではないかとの主張をした。現在においても、森林整備の財源が足りないという道府県の均等割の超過課税は続いており、森林環境税の使途も広がってしまっているのではないか。道府県の均等割の超過課税を続けることについては、住民への説明が必要であり、5年ごとの見直しの際には、その効果について検証が必要。
- 森林環境税は、地方税において、法定外目的税で最初から作られていれば、問題はないと考えるが、目的が適切か、その目的に使われているかについては、厳しく見る必要がある。なお、法定外税もあるため、法技術としては、形式論の問題があるのではないか。
- 森林環境税については、既に道府県で均等割の超過課税が行われており、後から国が税を新たに創設したものであり、一本化することも制度論としては理解するが、法律論としては地方税法の規定においては、国の税源は地方が奪えない構造とされている。国は地方が税源としているものでも後から国の税源にすることができるような条文構造になっており、良い悪いは別としてこの様な仕組みをどう考えるか。
- 森林環境税において、地方版のあり方については、森林環境税の創設の際に考え方が整理されているとのことであり、その方向に沿って進めるべき。
- 所得税においては、給与所得控除や公的年金控除等により、課税ベースが狭くなり、所得の再分配機能が低下しているといわれているが、個人住民税においても同じ構造になっている。このような状況を踏まえると、平成16年以降の平均給与額の推移から均等割を上げる必要はないと思うものの、均等割について検討する必要があるのではないか。
- 確認であるが、法人税の均等割においては、例えば、東京都武蔵野市に本社があり、東京都三鷹市に支店がある場合、東京都に対しては東京都分の均等割を1回支払うこととなる。一方、個人住民税の均等割においては、同様に東京都武蔵野市に居住し、東京都三鷹市に事務所がある場合には、東京都には道府県民税の均等割を2回支払うこととされており、これは二重課税が生じていると言えるのではないか。

- 政令指定都市が区を設けている場合、法人が政令指定都市内の二以上の区に事務所を有するとき、それぞれの区にも均等割を納めることについても検討が必要ではないか。
- 道府県が実施している森林環境税（均等割の超過課税）について、普通税として納められるものに目的を定めることは問題があるのではないか。遅くとも令和6年度の森林環境税の課税が始まるまでには、道府県の均等割の超過課税は整理すべきではないか。
- 「均等割は森林環境税もあるので、現在の税率引き上げる環境にない」というご指摘については、その通りだと思う。コロナ禍が長期化する中で、所得も伸びる環境にはなく、負担増による経済停滞も懸念される。また、所得税との議論は必要である。
- その他の超過課税は、財源不足を補う印象である。現在の形での森林環境税はやめてほしいと思うが、見直しにより今後も必要ということであれば、社会環境変化に対応する使途、必要金額、効果、他の税との整理など丁寧な説明が必要であると考えます。

（世帯課税に関する主な意見等）

- 世帯課税について、フランスのようにN分N乗や2分2乗という合算分割によることも良いと考えるが、個人住民税は比例税率であるため状況は異なるものとなる。また、所得税においては、どちらか一方が働く世帯は、合算分割か、合算非分割によって、世帯の状況次第では有利・不利が生じることがある上に、自治体にも、影響があるのではないか。
- 世帯単位課税については、課税実務上の対応ができるのか等の問題はあるかもしれないが、アイデアとしては非常に面白いのではないか。

（金融所得課税に関する主な意見等）

- 金融所得課税については、地方税としての位置づけがあるので、国からの譲与税とすることに葛藤はあるが、譲与税においては、人口割なのか需要面を基礎とするのかという議論が生じることとなる。地方税として位置づけるのであれば、マイナンバーの取得が広がっており、住所地課税もできるのではないか。
- 金融所得課税について、所得税においては源泉地によることとされており、個人

住民税は住所地課税とされているが、法人の所在地で源泉徴収して、その自治体の
税収とすることとしても良いのではないか。ただし、東京に集中することとなるの
で、理論的には法人所在地としても、所得税と同じ理論とするのか、そうではな
いのかということを考えることが必要。

- 所得税に一本化した場合、健康保険や医療費の負担割合は所得税ベースで判定す
ることになるのか。
- 金融所得課税は複雑であるので、一元化を推進すべきである。中小企業の活力強化
という観点からも、中小・ベンチャー企業等への資金調達の円滑化を図る効果が期
待できる。

(二地域居住に関する主な意見等)

- 二地域居住における課税については、今後の検討課題であると考えている。今後は競
争の時代であり、地方団体同士でも税の取り合いをすることがあるという割り切り
方もあるかもしれないが、合理的な考え方は必要ではないか。
- 二地域居住については、現在の法律では、住所を有する所で課税されるため住民
票がある自治体となると思うが、所得税において住所とは生活の拠点が実際どこな
のかということで判断するため争いになり得ることから、実際に2つの自治体が課
税することも理論的にはあり得るのではないか。そのような場合に、地方税法にお
いてどのような対応を取るのか考えておくことが必要。

(非課税限度額に関する主な意見等)

- 非課税限度額と課税最低限が逆転していることについては、子ども手当の関係で、
16歳未満の扶養控除が廃止されていることが理由としてある。また、19歳以上23歳
未満の大学生については控除額が大きく設定されており、大学生がいる世帯には控
除の効果が大きくなっていることもあるのではないか。
- 非課税限度額と課税最低限との関係がねじれている原因と是正がされない理由につ
いて教えてほしい。

(以上)